Ⅲ．4．中小企業投資促進税制の拡充・延長（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

拡充・延長（秋の大綱）

○中小企業の生産性向上に向けた設備投資（ソフトウエア組込型装置を含む）を**即時償却**や税額控除で支援。
○**税額控除**を利用可能な法人を拡大（従来：資本金3,000万円まで→改正：**1億円まで**）。
○**資本金3,000万円までの法人**に対して税額控除割合を上乗せ（従来：7％→改正：**10％**）

上乗せ措置の適用対象

○旧モデルと比べて、年平均1％以上生産性を向上させるなど一定の要件に該当する以下の設備

・すべての機械装置（ソフトウエア組込型装置は最新モデル・一代前モデル、それ以外の装置は最新モデル）
・サーバー、試験・測定機器（最新モデルのみ）
・稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウエア（最新モデルのみ。生産性向上要件なし。）

→工業会等がメーカーから申請を受けて確認

○投資収益率が5％以上となる投資計画に記載された設備（現行措置の対象設備（貨物自動車、内航船舶を除く。）に限る。生産性向上・最新モデル要件なし）

→申請者が作成する簡素な設備投資計画を、税理士等がチェックし、経産局が確認。

現行措置

対象業種		ほぼ全業種（娯楽業、風俗営業等を除く）
対象事業者		中小企業者等（資本金1億円以下）
対象設備	機械・装置	すべて（1台160万円以上）
	器具・備品	電子計算機（複数台計120万円以上） デジタル複合機（1台120万円以上） 試験又は測定機器（複数台計120万円以上）
	工具	測定工具及び検査工具（複数台計120万円以上）
	ソフトウェア	複数基計70万円以上
	貨物自動車	車両総重量3．5t以上
	内航船舶	取得価額の75％

改正概要

【適用期間：3年間（平成28年度末まで）】
※上乗せ措置は産業競争力強化法の施行日から適用

上乗せ措置（3年間の措置として創設）

選択適用

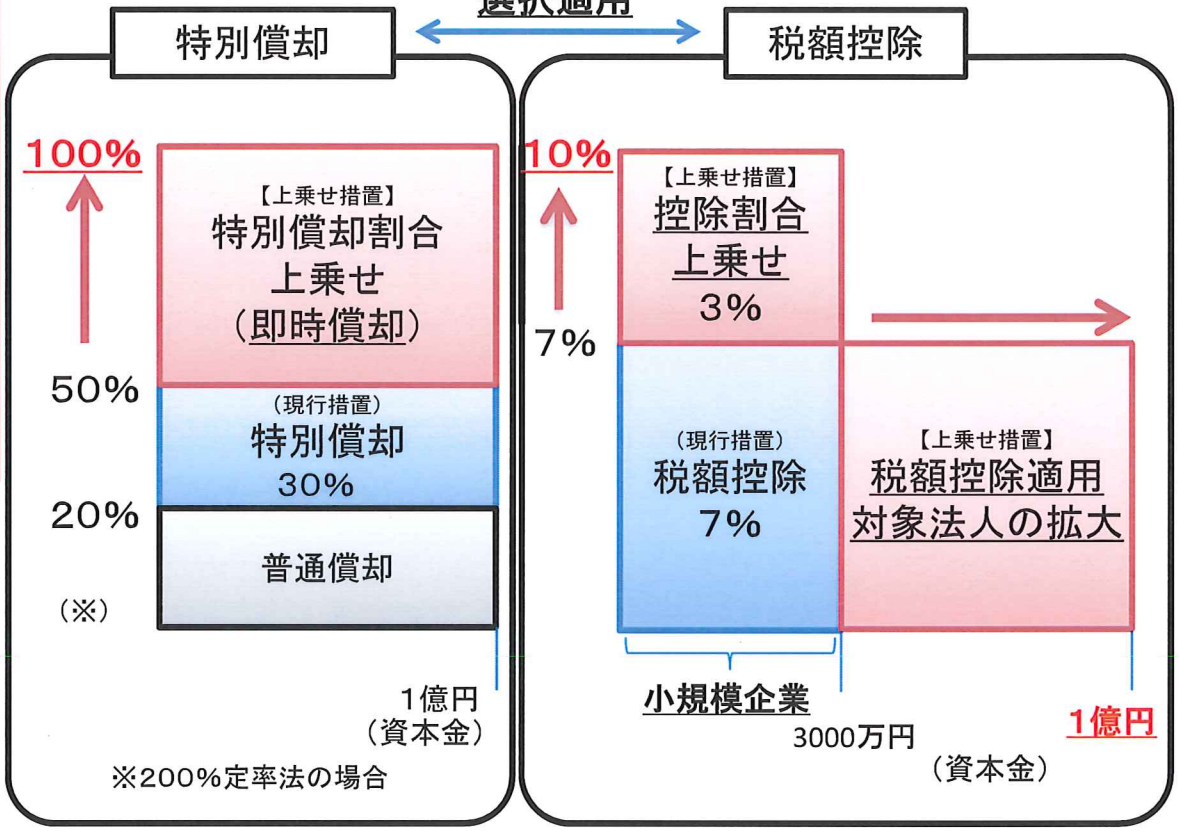

現行措置（3年間の延長）